



60817



九七

侍勢物語愚見抄卷五

堀川乃大臣と八昭宣公藤基經ヲヤス貞觀

十四年八月廿五日右大臣ニ任ス亦七ゆと

大納言也

大納言也

昭宣公乃四丁の賀ハ貞觀十七年三月乃

皇親おとれ

こゝ葉平ハ元慶元年右近權中將ニ侍

此内よりいよいよ中ねとれえへうの御給せ

後のをいへ葉平の中將とのいひは

後



多れともやうの物さうなりなすも後よりかく
 物なまき中おかりなり翁と云い居り也
 さくらむらりいひくれ老らるのあんといふからるま
 古し集才七賀のそりよ入ぬりらりいひされ
 とはららまらいひくめれと云かりぬふら
 向ふららりといふ物さうなり約智れそり
 保下りるを興さうりと定家いひやり
 九人
 じうおほきにかいさうらちとすゆかりかり
 忠仁公藤良房公ハ深殿后の父清和天皇
 外祖父也天安元年二月十九日太政大臣よ
 任すともは右大臣と身五十四かろり二年

清和天皇九歳よして位よつう分をよ内攝政
 一もつうくして貞觀十四年九月三日薨
 六十五之白河太政大臣共又深殿乃大臣共
 yas忠仁公者謚号也
 こり彩ひたつあまらとかりむらりわらぬ物さう
 向ふらりわら月ころりよは折乃つかりさ
 きらつとつてとささてむらりわらむら
 後り又きらつと物のなまらりて後りそり也
 右辺乃る傷乃ひとりり日
 年毎の又月よ左辺右辺乃る傷よてを傷乃
 舎人ともさるよ奪てらと射りるさ三日ハ
 九十九
 九十九

左近乃^{あてつひ}菟午番^二日ハ右と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 五日ハ左と^二乃あ^二てつ^二く^二ひ六日ハ右と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 かりそれと^二い^二どりの日と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 ばてつ^二く^二ひの時今人^二在^二福と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 い^二どりと^二乃あ^二ては^二く^二ひ菟^二午番と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 それと^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 かりそれと^二い^二どりの日と^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 どりハ又日のこと^二乃あ^二ては^二く^二ひ又右を^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 にと^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 葉平にと^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 えつ^二乃あ^二ては^二く^二ひ

くも子抱へう^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 い^二どりと^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 見物よ^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 ちもあ^二ては^二く^二ひ
 あや^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 おと^二乃あ^二ては^二く^二ひ

此二首の^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 之の^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 お^二乃あ^二ては^二く^二ひ
 見^二乃あ^二ては^二く^二ひ

愚見五

三

業平の子滋春（みけ）作ると云或ハ花山院の御作也

百
ひうしとて後涼殿（きりぎりす）乃てさ海とてりたりとれ

後涼殿ハ清涼殿（せいりやうだん）北西ニありて殿ニ西殿乃
乃てとくが海とては也

早稲の生る所（はやね）とて先とていふなり後も
此より進歩ハ無しの一名とすありて
あつらひとてれ生る所とてはこれとも
あつらひとてれ生る所とてはこれとも
志のふりてきなりとては後もれとて
けりやまて物とてりとも二条のやま

百一
いふとて案出させ給ふとてあり

在原行平貞觀六年三月八日左兵衛督
任ス從四位上同十二年正月十三日
任ス從四位上同十四年八月廿五日左衛
門督ニ轉ス九年の間に左兵衛督とて
うよありけり左中守（さなかつり）なり
左中弁良進位（さなかつり）次の上首とてきけり也
客人乃黙なり

○愚見抄

がさき守あつ人こそ

行平朝臣ヲ云

心見は花をませりこれむの申よあやした夜は
まろりむ乃志あひ三尺六寸さうりさんまけり
志かりひとへなまなとをよりつてさうりや
ふり房のなりまどつてまほ催馬まほ示よまき柳の
志あひとをれとまき

あつらふらふかうなるあつらふらふとて
中ねの行平のれとくひなれとあつらふらふ
くるとあつらふらふとあつらふらふはまほ餐まほ意まほ下まほり
上はあつらふらふとあつらふらふとあつらふらふと二心

きんぎょ

わよりあつらふらふはさうりなれと下まひなれと
中ねをさのとはさうりぬと早下いげしてさ
こと也下まひとさうりやがらん

さくむねよりさうり人あつらふらふとさうりなれと
なまろりむとむといひなれと

行平朝臣の中ねよとひさる也

かほさかとも乃志いくいのさうりよとさうりや
忠仁とこれいなりとさうりやとさうりやと
さうりやとさうりや

みなる人あつらふらふなり

申ののちをききとて皆人せよおぼれて
とくれわうへんよ及ふぬこ又うもあはれに
うらむとてうねなりなり

あてなら女乃店まなりて世中とあひうんで
け女ハ母家のけいこもえんしてハ慣の字也
あひいさとならうらもせとてうらむらと云
ゆくとくならされえふてやうらむら

ゆくとく女もてあれともけうらむらあり
うらて親族とてあらくらむらあり
あぐくハ親族と源氏物語とてうらむら
そむくとてせよいのらぬおぼれとせれとてあひうらむら

せをうむくとて仙人なりやうらむら
あくとはなれとてあつとてせ乃とてあひ
かりとて

いとゆめよとてあつなりとてあひうらむら
あひかりとてあつとてあひうらむら
いとくやうらむらあひうらむらあり
ようハ實業とゆめかりとてあひうらむら
あひかりとてあひうらむら

ふくらとてあひうらむらあり
仁明天皇ハ崩御の後山城乃深草比陵よ
うらむらありとてあひうらむらあり

業平中將此御時よりつづく一人也

らあやまりやさうりらんうこもられつひもまひ
さうり人とあひつりたり

中ねあやまりて今もまらるゝつひに
女より物つひさうりなり仁明乃所子父徳天皇
光孝天皇なりとヤリナリ

ねねの初乃愛とけつさう海とらあひやさう所
古と集外十三よ有分乃らんかゝる初乃長と
くろなくちひて又まらるは愛のこもまひ
いよつとつらと後らえ此をとまらるん
うつよくとあひまらるゝも愛とらひ

さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり

あやまりてつらと後らえ此をとまらるん
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり
さうりたのさうりたのさうり

あふとせり多りたつるまのよの借りて
 こせしつらとひいよるるまはばつと
 こよいとひいて目づつひきてまのつらと
 海の傍乃和布とくよよまて後のこ
^夏
 白家ひけまのせん流してまのくまのあ
 せまばけとんいよるるまのつらと
 玉のねとよはばつとりてあまのつらと
 志ぬつとつひいよるるまのつらと
 後のあかり
 いとらつとつひいよるる
 かくつとつひいよるる

と後のせりとつらなくつらなつらなつら
 ちつやつとつひいよるるまのつらと
 此奇古と集分五三有訓といつと二条の
 ままのつらとつひいよるるまのつらと
 多つとつひいよるるまのつらと
 づつとつひいよるるまのつらと
 おつとつひいよるるまのつらと
 せつとつひいよるるまのつらと
 ちつとつひいよるるまのつらと
 下とつひいよるるまのつらと

夏七

いつくはけの瀆の字こそあつて鴨江の風を
うづくをうらるといつくもあらうはあつて
うしてお井はあつてと針代もあつて
いつかり

由記はありたりあらうなりとて
敏行朝臣の大内記

いひかへし
いひかへし
いひかへし

葉平中將の許乃女は初孫れ妹といふ後も

ねさくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
かさくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

ついでにわらわは坊にあまふ川袖のまをきてさう
此なり先ハかりぬは押入ありうらうらうら
ゆさりと語り

浅きあつ神ハいつくあ海川身まはらんとはるれ
身まはらるハ海川乃ありきとつりそれ
かとはあつりきめまんと語り也け二是れあ
古々集才十三は有

見立

ふけいこのれてありとらん

又箱に入て柵籠をくら也

程こあををあ勢多りえて後乃こなり字字

えて後とはこ乃女よあひてれのとらあん

身さいもひあうとけ毎ハやうとつり

さいりひハ幸の字と男れ女よあうとを幸と

つあなり

くましくもあひ行はすまひくも身と一毎ハ語と塘

古と集乃才十四一有つりくとはあちくく

なしつふんここれ敷とけくすあといひハ

とひくく一と秋のあうハ敷く一我とあつ

あふぬつをけさふへま一あうひ只面れらん

あふくくもたさうけあふひなふん

ちりあるとそこはいさうとあてさうと

こら身れれとをあてせんすれくあさう

あさはらりなり又あをうあを海

あして流りちもきさう

みのしくもたあてととにぬきそ海といひ

とらあくとはちり物もたあくとらう

あふはあふとたはあふととらうと

風あまはとれとれ若れやつら衣まれく何な

とらうとけいといふとけいとれをけいといふ

百六

こゝろ家より多く書きたり

つねのことらさむいひをりせきとむし守りたてこ
ひをせぬなりしとてつとむり記つとて男を
うらむりせきとむし守りたてとむし
世と守りて下の方を清り也

ふひくはあひのあきなり田より水は清くあふけり
かゝりのあきなくはけ女のせきとむし
つとむり守りたてとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし
女のこゝろ家より多く書きたり

百九

こゝろ家より多く書きたり
あふれくとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし
あふれくとむし守りたてとむし

百九

あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし

百十

あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし
あひんとむし守りたてとむし

愚見五

乞ハ人玉乃ト云ふを子てハむハ云ハハ
 云々補とも括弧するは下人の所なり
 此款は三夜補して衣乃下人れつを
 括弧するはむじくもつひて人あつて
 そのしをちひて扱ふく括弧する
 子とんぬるハ我らしてうきんつ
 括弧するは多しを括弧するは
 やまらや詞よひあつて
 けり愛するはあつて
 子ぬれぬるハとあつて
 やんぬるはあつて
 百上

やうして

やんぬるはあつて
 是人乃りなむきなるはあつて
 そのつわてしあつて
 下ひぬるはあつて
 此を是乃が撰集才十一有後の
 在原北元方り説也なり
 乃あつて

源登前はるり又高下りありへ記しはるり
ありしれとさきうし免乃許れがらぐおとな
くろくあそくさるれおろく下ひもいふ
あそくあそくあつろくろくろくろく後撰
結ひをきわつ下ひもいふとよとけね
人れおぬなり学集

百十二

古と集才十四讀人あゑの許也又古と集
詞乃あそくさるれおろくろくろくろく
あそくさるれお

百十三

かろ説命此をさるるいふさるる記んなるん

百十四

さるるさるるふしんさる

いし仁和乃さるるせり海は仍幸さるるはるり
け夏八葉平中將卒去乃後のこと也け物縁の
さるる記事なりを多くれおのさるれ
しこさるる際くよ及えん侍訪うかさるるさる
えられ能授ふてつおと也仁和乃御門の
光孝天皇とよ仁和二年十二月十四日
芥河の野行幸さるるなり

今いさるるさるるさるるさるれとめつさるるは
あとながれん
さるるさるるいさるるぬあそくろく行平中納言

六十九なり鷹狩なり行幸よしあるよし
似合ぬるとしひたれと申すなり志つき
くをなれえん平ぐとて大鷹乃鷹狩
供奉志り也

かさねいんとなり我より衣々すより日をたすも
此より後撰集才十五より有羽よ云仁利門
芥河乃行幸志りひたり日多しひいて
くり衣れぬりとし鷹のうごもぬひてり
つぎのうみとまかさねいん考てり
ざれしかりんは田原志りぬひ物は志り
よりてるなりと申すも此より後

かはやまは山なり記ありたりそのうごい
あひなれとりなり人の中をひたり也

行平の年ハ平のれう年のかると申す也
そつりともそのうごを門もあや
五十七なる後かりし海ありり
しつ代の変を説くとありし其て天氣
あかりたりともんきをとりなり人の中
あひたりたりなり或説よ山なり
これを行平の初乃後やうとてなり
狩と申すなりなり小なり時天氣を
多しなりとも申すも此の記あり

愚見抄

五

くり衣とて又月字と一首のうらり
 いふなまよあはれく清きとてあはれとて
 瓦瓦を瓦なをす入まいたれきしうりて
 上をあまじきさうとていふくあはるる
 とふく行平うらりとよらりてあまうし三年
 四月十三日波仕の表とあてまつりて出仕を
 いさげくして寛平五年七十六とてつあま
 薨しゆらぬ

百早

あまの井とていふまこといふとて
 こころの陸奥国よき
 ねを井てあまよくいふまこといふまこといふまこと

此歌は古今集京極中納言乃本よ墨^す以て
 守すうらり中よ。おのなれ部よ^ぶ兼^のちり小町
 小町^のちり^とて多り歌乃あまうらりいふまこと乃
 わての炭^{すす}火のむきこの物あまうらりいふまこと乃
 えてまやうゆ乃いふおのなれとてまじす
 と案^え部と語くとあまうらりいふまこと乃
 いふまこと乃あまうらりておのなれとてまじす
 まへまやあまうらりておのなれとてまじす
 とまじす人とのまじすいふまこと乃
 らならぬいふまこと乃あまうらりておのなれとて
 まじすいふまこと乃あまうらりておのなれとて

愚見抄

多々此の名は後々の方と真別して後々
 やうい此物よりうまきななりまきま
 波よりうまきの淡いさきく成ねたる
 淡底の夏知歌集なまきまゆくや傳記
 淡いさきくさききゆりえゆいさきま
 多々淡いあり家とゆいさきまゆいさき
 ひさきなまきまきまきま定家以熊野御幸乃
 供の海よりて新宮三その中庭上れ
 冬の菊といつてむきまきまきま物たや
 本款まきまきまきまきま海の淡いさ
 ひさきく妙なれ乃きまきまきま淡の家れ

んな福ハむ乃たれまきまきまなる又物た
 淡いさきまきまきまきま本ありより
 さきまきまきまきま本款まきまきま
 やまきまきまきまきまきまきま
 なるさきまきま成まきまきまきま
 と乃をれ人もきまきまきまきまきま
 かこいさきまきまきまきまきまきま
 まきまきまきまきまきま

百十七
 行幸志多しむきま
 或説は文徳天皇天安元年正月は住吉行幸
 志多しむきまきまきまきまきま
 国史がたに耶見がたれ

信州より多し新古今集といひ
 浦と云いしは乃奇神祇の部より
 是よりしむは行幸より時と侍
 物記と引て裁られぬれといつれの事とれ
 行幸とは名しすいと覚つるなふ事也

家々とも久く成ぬ恒より此等のいふ所を世に
 此類古今集外十七種人不知の事也古とれ
 顯注し侍をゆくり乃吳本を引て
 あそりし多りしと云り此物記より
 多しよ中物の後となうすしとれ
 いとんとお邊なりしと云り此物記より

相いはあし此免ねとて葉れ多りなりと
 して此物記よりせぬぬんとしりらりぬ
 ぬとかりなり

かひん神事さやう志りて

けさるる現形もや神祇のあつれき
 栞住吉乃大明神とやハハハハ侍神
 乃鏡窓れ櫓のあんきり原よそを
 多しし時よりいよつてさういふ
 延へる神六柱ゆくりくりに
 多しつし中つしつしつしつしつし
 神ハけり乃志れ社とや也也也つつか

愚見五

五

中つつかうまつふおとや^りは任者乃^は神と
 あつたれ^りも後^に神功皇^后れ三^韓と^り
 多^し時任^者乃^は三^神は^亦の^守護^神は^何
 とれ^多て^しつ^くひ^きあ^るま^の困^と傳^へ
 久^まて^は海^朝乃^は時^津の^あれ^任者^の里^は
 ま^おと^つり^て後^にい^やされ^りを^れ神^功
 皇^后と^もあ^りく^いと^升ち^りり^て
 任^者ハ^田祈^とや^也是^よう^とて^長門^豊浦^の
 の^部任^者は^海つ^くま^るら^ハ三^府の^心
 乃^は任^者ハ^田府^の一^延喜^式の^神名^惟久^義
 執^りま^すゆ^り也

じつ^まと^ちの^ある^波子^つり^まれ^久し^に代^りに^後に^あ
 三^韓の^瑞籬^之久^しと^もあ^りり^り
 人^丸弁^とと^あり^神方^山乃^は三^韓の^心
 代^りり^ちひ^せめて^にと^後り^神功^皇后^は神^御
 代^りり^任者^ハ乃^は神^とは^後に^いや^るを^れ
 多^れと^じつ^まと^ちの^ある^まの^困と^傳へ^り
 是^よう^とて^は讀^まる^らも^や併^とお^りり^れ皇^后
 乃^は三^韓の^業平^いと^もあ^りて^任者^ハと^あり^り
 多^らつ^あて^り後^にり^り弁^乃任^者ハ^神乃^は
 姫^取人^乃は^いく^代人^とも^あり^り也^と
 と^後り^りり^り籬^のな^りり^ある^なり^り也

愚見抄

世々く人里より流 衣多ふやしのありき
 あくそは山よりいとしのむしゆ物也
 と後てはうきをとりとけりけし跡もえん
 かろけりとしんけりしのはの娘相合ひ
 乃今古と集る後人あはときあつては
 山をありそりたりとふんや一その心
 跡取なれしけりし

百十八

玉ころけしあまのむすひなりぬまゐるぬん
 此類古と集る十四人一人一人の
 玉ころけしあまのむすひなりぬまゐるぬん
 けかともいふゆゑ人なれし跡すともも

百十九

うきしりしと後り也
 うきしりしとありしむすひのむすひもあはしむ
 是も古と集る十四人一人一人の
 とけりむすひのむすひもあはしむ
 物とみてむすひぬまゐるかふきりといふ
 めくも女のむすひなりあはしむと跡は
 敵の心を用ひしりとて定家ゆけりへ
 うきしりしとありしむすひ

百二十

女乃ゆきしむすひかほくあり
 久しむすひのむすひのむすひとあはしむ人乃
 つしむすひのむすひのむすひとあはしむ人乃

愚見抄

七

物清くも志高くは禪れを了書録くも阿の
 さぬて知ぬえといふぬとぬる 慈願
 和尚の予 ぼよとかなとふぬかろん
 あつさうふ月うまやまふとま多も
 け地うらりのちとちつらや
 つねあくたうのてけりて記のふたやほさうり
 古と集才十六哀傷乃予かろやまて
 うらうは中ぬこれやうてうて
 えてうけりとりやうり

業平ハ元慶四年己のえ子ノ年五月廿八日
 五十六にて卒ス此予ハ権藤の二句
 下

じうにねさうぬさうりしてといふは
 甲りてころ一そりうきとて先作りて
 始はあさうり作者乃のち後
 け地をや

三代實錄曰元慶四年五月廿八日辛巳從中位上
 右近衛權中將魚養濃守在原朝臣平葉平者
 故四品阿保親王第五子正三位行中納言行平弟也
 阿保親王娶桓武天皇女倭登内親王生葉平天長
 三年親王上表云無只高岳親王之男女先傳
 手号賜朝臣姓臣之子息未預改姓既為昆亦
 之子寧異齒列之差於是詔仲平行平字平亦
 賜姓在原朝臣葉平赫負閑藤放縱不拘畧無
 才學善作倭歌貞觀四年三月授從五位
 上五年二月拜左衛門佐數年遷左近衛
 權少將尋遷右馬頭累加至從四位下元慶

馬頭

三

元年^レ过^ル右近衛權中將^ニ明年^ニ魚相摸權守^ラ後
过^ル魚義濃權守^ラ平時五十六

丁本曰

合^テ多^ク本^ヲ取^リ用^テ捨^テ也^ニ可^シ備^フ證^ス本^ニ
近代^ニ以^テ狩^リ使^テ更^ニ為^ル端^ト之本^ニ出^ル未^ス未^ス代^ノ之^ノ人^ノ之^ノ案^也
更^ニ不^可用^フ之^ラ
此物語古人之說々不同或稱在中將之自書
或稱侍勢之筆作就彼此有書落夏等上舌
之入強不可尋其作者只可觀詞花言葉而已

戸部尚書判

一本曰

柀侍勢物語根源古之說、不同或曰在原中將
 自記云、因茲有讓遠比與之詞等又云侍勢
 筆作也或云生身十三幼書之似彼家集、文辭是故別侍勢
 物語以此兩說案之更難訣之心中秘密
 身上興言他人推テ而難注之以之可謂其
 自書一欵但疑萬葉古風之中多、載撰集之
 歌、仁和聖自之間、粗記臨幸之義、此等、更
 又不審侍勢家集其端、文辭偏以同之、是又見
 先達舊記廢幾其辭欵兩、不知之加之
 此物語、名字非彼、筆者何、稱侍勢一乎

或說云為將使下向侍勢、仍有此、若其說又難、
 始則載南京春日之詞、又注西對夜月、思
 富士山之雪、或藏野之烟、凡非侍勢、固更、多
 以、為此物語之肝心、仍兩說共有、不審古更
 只仰而可信、又或說後人以將使、更、改、為
 此草子之端、為叶侍勢物語之道理也、侍本、
 狼籍寄、怪者也、侍行、取為、也不、用、之

先身取書之本為、被借失、仍為、備
 證、本、重、而、取、校、合、也

文部尚書判

流

五

五

寛文十二年癸丑
神宮皇學館文庫
「愚見抄」卷五

小川一條上町

田中理吉湯板行



